

令和3年度 第2回 津有区地域協議会 次 第

日時：令和3年5月24日(月) 午後6時30分～
会場：津有地区公民館 大会議室

延べ1時間40分

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 協議事項

【95分】

- ① 地域活動支援事業について
1) 提案状況と進め方の説明

2) ヒアリング

3 その他

(1) 次回開催日の確認等

【3分】

- 日時 : 6月14日(月) 午後6時30分から
- 開場 : 津有地区公民館 大会議室
- 内容(案) : 地域活動支援事業について(採択事業及び補助額の決定)

(2) その他

4 閉 会

ヒアリングの実施について

■ヒアリングを実施する目的

地域協議会委員が提案内容を正しく理解し、公平・公正な審査を行うため。

■当日の流れ

事業提案者の誘導・紹介

<進行：事務局>

- (事務局) 事業提案者を誘導
- (事業提案者) 着席
- (事務局) 提案団体名及び事業名を紹介



概要説明 (4分)

<進行：事務局>

- (事業提案者) 提案事業の概要や、委員へ特に伝えたい事柄などについて説明する。
- (事務局) 時間管理 (3分経過、4分経過時点でベルを鳴らす。)



質疑応答 (5分)

<進行：会長>

- (委員) 提案内容についての疑問点を事業提案者へ質問する。
- (事業提案者) 委員からの質問に対して回答する。
- (事務局) 時間管理 (4分経過、5分経過時点でベルを鳴らす。)

☞ 質問のポイント

- ・審査に必要なすべての疑問点を解消できるように、積極的に質問しましょう。
- ・事業提案者への意見とならないよう注意しましょう。
 - (×悪い例) 備品として購入する必要はないと考える。 …意見
 - (○良い例) なぜ備品として調達することが必要なのか? …質問



事業提案者の誘導

<進行：事務局>

- (事務局) 事業提案者を誘導
- (事業提案者) 退席

以上の流れを津-1～津-9まで繰り返す。

令和 3 年度地域活動支援事業 ヒアリング日程表

事業 番号	時間	提案団体名	事業名
津-1	18:40～18:49	上越市防災士会津有支部	上越市防災士会津有支部安心安全事業
津-2	18:50～18:59	前島密翁献碑実行委員会	前島密翁関連・献碑式典開催及び 100 周年に向けノボリ & チラシ事業
津-3	19:00～19:09	新保五ヶ字組合	新保五ヶ字組合（津有南部地区）地域住民の安全や子供の健全育成を図る事業
津-4	19:10～19:19	戸野目スポーツ少年団	幼年野球合併チーム活性化事業
津-5	19:20～19:29	戸野目公園芝ゲートボール場運営委員会	ゲートボールによる高齢者の健康増進と公園美化まちづくり事業
津-6	19:30～19:39	ヨモギ文庫復活プロジェクト	ヨモギ文庫プロジェクト おやこでよみたい郷土絵本～前島密ものがたり～事業
津-7	19:40～19:49	戸野目・四ヶ所雁木通り活性化協議会	戸野目・四ヶ所雁木通り活性化支援事業
津-8	19:50～19:59	下富川町内会	下富川子供健全育成事業
津-9	20:00～20:09	津有地区地域づくり協議会	津有地区地域づくり事業

令和 3 年度地域活動支援事業（津有区）所見一覧

No.	事業名	関係課名	課題の有無	特記事項
津-1	上越市防災士会津有支部安心安全事業	農村振興課	無	・備品の保管、維持に関しては、室内の動線の妨げにならないよう適切な管理をお願いします。
		教育総務課	無	・備品の適正管理の観点から、明確な表示等により事業主体備品と学校備品との区分け管理が適正に行えるのであれば、備品の購入に支障はありません。 ・ただし、事業主体備品の修繕・メンテナンス費用は、事業主体から負担いただくことになります。
		危機管理課	無	・提案書に記載のとおり、備品購入後の適正な管理と運用は、防災士会が行うとともに、所有者の明記をお願いします。 ・備品の配備が決まり次第、各指定避難所の避難所初動対応職員に配備する備品やその使用方法等について情報共有してください。
津-2	前島密翁関連・献碑式典開催及び100周年に向けノボリ&チラシ事業	文化行政課	無	・「前島密翁生誕の地・献碑祭」（申請団体：下池部町内会）は上越市「地域の宝」に認定されていることから、市ホームページやSNSを活用した取組の周知やリーフの市施設への設置について協力しますので、必要に応じて当課までご相談ください。
		施設経営管理室	無	・次年度以降の活動にある、前島記念公園への遊具やベンチ等の設置にあたっては、事前に当室と協議してください。

No.	事業名	関係課名	課題の有無	特記事項
津-5	ゲートボールによる 高齢者の健康増進と 公園美化まちづくり 事業	都市整備課	無	<p><u>コスモスの植栽について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越市が管理する都市公園であることから、植栽（花壇設置）に先立ち事前協議を行うとともに、上越市都市公園条例に基づく公園施設設置許可申請を行ってください。 ・植栽するコスモス（花壇）は提案団体で維持管理してください。 ・植栽するコスモス（花壇）を撤去する場合は、施設設置前の状態に復旧し、広場としての機能を確保してください。 <p><u>ゲートボール場の施肥について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール場の設置については、令和2年3月5日付けで公園施設設置許可済（更新）であり、引き続き提案団体で維持管理してください。 <p><u>ゲートボール大会の開催について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越市都市公園条例に基づき、公園制限行為許可申請を行ってください。
			有	<p><u>芝用除草剤の使用について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理において除草剤を使用することを禁止しているため、芝用除草剤の使用は認められません。
津-9	津有地区地域づくり 事業	社会教育課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・備品配置後の運用については随時公民館と協議してください。 ・修繕等の適切な管理は津有地区地域づくり協議会で行うこととし、所有者の明記をお願いします。